



野鳥への接し方について

◆ 鳥インフルエンザの人への感染について

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等を除いて、通常は人への感染はしないと考えられています。通常の野鳥観察など日常生活においては、心配する必要はありません。
 - ・ 野鳥など野生動物の排泄物等に触れてしまった場合には、手洗いとうがいをしていただければ過度に心配する必要はありません。
 - ・ 不必要に野鳥に餌をやったり、野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。
 - ・ 野鳥の糞が靴の裏や車両についてウイルスが他の地域へ運ばれることのないよう、野鳥に近づきすぎないでください。特に靴で糞を踏まないよう十分注意し、必要に応じて消毒を行ってください。

◆ 野鳥はさまざまな要因で死んでしまいます。

- 車や建物への衝突事故・餌不足・気候の変化・老衰などで死んでしまうことがあり、野鳥が死んでいるからといって、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。
- ◆ 同じ場所で多数の鳥が死んでいる場合は、お近くの環境森林事務所又は森林管理事務所等へご相談ください。

| 所管市町 | 事務所名 | 平日 (8時30分～17時15分) | 夜間及び休日 (左記以外) |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------|------------------|
| 鹿沼市、日光市、西方町 | 県西環境森林事務所 環境企画課 | 0288-21-1178 | 090-8580-0949 |
| 宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 | 県東環境森林事務所 環境企画課 | 0285-81-9001 | 090-8580-0549 |
| 大田原市、那須塩原市、 那須烏山市、那須町、那珂川町 | 県北環境森林事務所 環境企画課 | 0287-23-6363 | 090-8580-2209 |
| 足利市、栃木市、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町、岩舟町 | 県南環境森林事務所 環境企画課 | 0283-23-1441 | 090-8580-2445 |
| 矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町 | 矢板森林管理事務所 管理課 | 0287-43-0427 | 090-8580-2081 |
| 県内全域 | 自然環境課自然保護担当 | 028-623-3261 | 080-2034-7383 |